

令和6年度 自立支援協議会定例報告会 議事録

(敬称略)

日時	令和7年3月27日(木) 13:30～15:15
場所	東広島市市民文化センター2階 研修室1・2
参加者 44人	エミリィ・プラス2人、あおぞら工房、Bee-Works、デューン東広島、ほのぼの、エンジェルアイ、かなで、より Soy、A01 広島病院、東広島市心身障害児者父母の会2人、子育てネットゆめもくば、六方学園、ワークサポートひなた、サブカルビジネスセンター東広島、あるす、広賀園、東広島医療センター、東広島ろうあ協会、広島自閉症協会東広島支部、こだま、広島県西部東保健所、松賀苑、ピアサロンこころ、なかよし、市民(当事者)、ぶんぶん、基幹型地域包括支援センター2人、東広島市健康福祉部障がい福祉課5人、東広島市障がい者相談支援センター9人 (順不同)
1. 障がい福祉課 課長あいさつ 年度末、大変お忙しい中、自立支援協議会定例報告会に出席いただき、また、平素から本市福祉行政の推進にご理解とご協力をいただいていることに対し厚くお礼申し上げます。 今年度も各部会や課題別会議では、皆様に様々な協議、検討を行っていただいた。地域課題はまだ多く残っており、今後も協議を継続したい。引き続きご協力をお願いしたい。 さて、先日、来年度の本市の予算が議決をされた。その中には、障がい福祉分野における新たな取り組みも含まれている。後程説明をするが、来年度の取り組みの1つとして、相談支援体制の充実に向けたモデル事業の実施を考えている。身近な地域に障がい者の相談窓口を設置し、はあとふると役割分担を行うことで、はあとふるの基幹相談支援センターとしての機能強化と、身近な地域で相談できる体制の構築を目指したい。合わせて人材の育成にも力を入れていきたいと考えており、今年度も実施したが、引き続き研修会の実施を考えている。積極的に参加をいただきたい。 誰もが生き生きと自分らしく暮らす地域共生社会の実現に向け、引き続き取り組んでいきたいと考えているので、皆様には今後ともご指導賜るようよろしくお願いしたい。 2. 自立支援協議会部会等の進捗状況について ○精神保健福祉部会(報告者:部会長) ○ヘルパー支援部会(報告者:副部会長) ○就労部会(報告者:部会長) ○収入アップネットワーク(報告者:部会長) ○こども部会(報告者:副部会長) ○聴覚障がい者の課題を検討する部会(報告者:はあとふるCD) ○医療連携部会(報告者:部会員) ○権利擁護部会障がい者支援施設連絡会(報告者:部会長、障がい福祉課) ○相談支援事業所連絡会(NETZ東広島)(報告者:部会長) ○「地域生活支援システム」(報告者:障がい福祉課) ○課題別会議「障がい児計画相談」(報告者:障がい福祉課)	

3. 令和6年度部会進捗管理表について（はあとふるCD）

進捗管理表は、各部会等の進捗状況の報告を一覧にしたもの。

4. 困ったことシートについて（はあとふるCD）

今年度は困ったことシートの提出は無かった。

困ったことシートは、地域課題として、今困っていること、相談支援現場などで生じている課題、取り巻く環境、本人の思いや特徴、地域課題と考えられる事項と検討したい内容をシートに記載して提出していただく。提出のあった課題が個別課題か地域課題かを自立支援協議会の事務局会議で検討する。個別課題であれば、事務局がケア会議、関係者会議などに参加し課題解決を目指す。その後、運営委員会に報告する。

地域課題であれば、必要に応じて、新規部会や課題別会議、プロジェクト会議の立ち上げの検討やその他の方法により解決を目指す。今後、活用していただきたい。

5. 令和7年度自立支援協議会の進め方について（障がい福祉課 障がい福祉政策室）

OP28（上段） 基幹相談支援センターについて

東広島市では、3障がいの枠を超えて総合的に相談に応じることを目指して、東広島市子育て・障がい総合支援センターはあとふるを設置している。はあとふるはサンスクエア東広島の1階に設置している。通称名「はあとふる」は、市民から公募したもので、この名称が広く日常的に使われている。本日も、東広島市子育て・障がい総合支援センターをはあとふるで説明する。

はあとふるは、平成19年7月に市が設置したが、設置場所の検討にあたっては、駅、商店などが近く気軽に立ち寄れる利便性が高い場所、また、バリアフリーとなっている場所を候補として検討し、この場所に設置をした。

OP28（下段） はあとふるの基幹相談支援センターとしての機能について

地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された。相談支援を行う事業者との連携を強化するとともに、地域全体の相談支援の充実、機能強化を図り、障がいのある人もない人も住みなれた町で安心して暮らしていけるような環境づくりを目指している。

主な役割として、自立支援協議会の運営、相談支援、地域の相談支援体制の強化、相談窓口。専門相談窓口として、発達相談のコーディネーターを配置している。また、障がい者虐待について、市と連携して対応している。

OP29（上段） 相談支援センターの役割について

相談支援センターは、自立支援協議会の運営を通じて、地域課題の解決や相談支援体制の連携強化等を図っている。

OP29（下段） 自立支援協議会について

自立支援協議会の定義は、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会とされている。

東広島市自立支援協議会は、福祉、医療事業所や雇用教育分野を含めた行政機関、また当事者会、民生委員児童委員など、多くの参加者が一緒になって障がいのある人たちやそのご家族の不安や願いに寄り添って、すべての人にとって暮らしやすい社会を構築するための協議を行うことを目的に平成18年5月に設置をした。

はあとふるが事務局となって、今後も参加者同士のネットワーク機能を生かした活動づくりや、新たな社会資源の開発などに取り組んでいく。

OP30 に課題解決に向けた取り組みのイメージ図と自立支援協議会の会議構成をまとめている。
OP31 から自立支援協議会の各部会と課題別会議の一覧となっている。東広島市では、11 の部会と現在は課題別会議を 1 つ立ち上げているが、令和 7 年度もそれぞれの部会、課題別会議でテーマを掲げ地域課題の検討と解決に向け活動を行っていく。

6. 【質疑応答】

【質問】

障がい福祉課長に福祉にずっと携わってこられて福祉を二字の熟語で表すと何か明確にお答えいただきたい。

【回答】

明確にとのことだが、難しいのが「福祉」の中にいろいろな要素が含まれていること。社会的弱者と言われるような方々を支援する「支援」ということもある。支援する側の視点だけでなく当事者としての「自立」ということもある。(障がい福祉課 課長)

(質問者から)「福祉」は端的に言えば「生活」そのものである。

【質問】

以前、聴覚部会に関することで、学童期にある程度の学年になれば、校歌などを手話で表現するように義務付けてはどうかと提案したが検討いただいたか。

【回答】 ご質問いただいたことを協議した。本日、当事者であり、ろうあ協会の代表の方がおられるのでお話を聞かせてもらいたい。(はあとふる CD)

2 年前に聴覚部会に関わっていなかったので分からないため、次回部会で話しても良いかと思うが、今すぐに回答は難しい。(東広島ろうあ協会 会長)

【質問】

①困ったことシートについて、今年度提出は無かったとの報告だったが、現場の感覚だと困ったことはいくらでもあるような気がする。提出が無かったことの要因は何か。周知の問題かあるいは他にも要因があるのか。せっかく仕組みがあるのであれば、機能させていく必要があるのではないか。活用出来るものにしていくためにどの様にしたら良いか考えがあれば聞かせてほしい。

②権利擁護、或いは合理的配慮ということの認識が最も薄いのは学校だと思っている。学校は管轄が教育委員会だから、それをここでもって仕方がないという話ではなく、同じ東広島市の行政として考えていかないといけない。

例えば、プールに入れてもらえなかった理由を学校に聞くと、何が起こるかわからないという極めて具体的な理由なしに漠然とした理由でそのことから排除するのは差別だが、そういう認識が全く学校にない。その様なことを障がい福祉課も含め一つの東広島の行政としてどうするか考えてもらいたい。学校でひどい目に遭っていることを一つ視野に入れて連携をきちんとしてもらいたいと思う。

【回答】

①困ったことシートは先ほど説明にもあったように、地域課題をどのように解決していくのか、それを自立支援協議会に共有し、この自立支援協議会の中で、どのようにしたら地域として不足しているサービスや社会資源を届けていくのか、その様なことを自立支援協議会として考えていく、何が出来るかから考えていくことが趣旨。令和 6 年度 1 件も提出が無かったが、今年度 1 年間、まず、周知をどのように行ったかという、まず、年度初めの第 1 回運営委員会で周知を行った。今回、定例報告会でお示しした。確かに先ほど言われたように、困ったことシートの周知

不足というところも原因としてはあるのではないかと考えている。この困ったことシートをどのように活用していくのかは事務局としても、課題として捉えており、今後も考えていきたいと思う。(障がい福祉課 障がい福祉政策室)

②権利擁護、合理的配慮が提供されていないなどの事案があれば、障がい福祉課が窓口で受け付けしている。市の関係機関や先ほど言われた教育委員会、それ以外の行政機関、民間の事業所であったり、いろいろな所で合理的配慮が足りていないのではないかなというような案件は発生する。そういった事案があれば、障がい福祉課が窓口となってその関係機関と調整し、合理的配慮の提供の場合は、すべて必ず提供できるわけではないが、制約が発生する場合には、その折り合いをつけていくような場面もあり、その調整を障がい福祉課がしている。今ご指摘いただいたような事案については、今もまだ継続的な課題ということで、取り組みを引き続き進めていかなければならない。(障がい福祉課 課長)

7. その他

今後の相談支援体制について

資料 34 ページの図 1 は厚生労働省が示す重層的な相談支援体制となる。

障がい者の相談支援体制は、3つの層からなっており、第一層として指定特定相談支援事業所に担っていただいている計画相談支援。第2層は、市町村に実施が義務づけられているサービスを利用してない方への一般的な相談支援。それから、図の一番上の第3層の基幹相談支援センターが、相談支援事業所への支援。これを支援者支援と言うが、それと自立支援協議会の運営、虐待防止を担うこととなっている。

本市では、これまでは、はあとふるが1ヶ所で、第3層と第2層の役割を担ってきたが、第2層の対応、一般的な相談支援に追われるような状態が恒常化しており、第3層としての基幹相談支援センターの役割を十分発揮できるような体制が整えられていなかった。

そこで、この一般的な相談支援、第2層を、地域の特定相談支援事業所などに委託をすることにより、基幹相談支援センターとしての機能を強化していくとともに、利用者の利便性の向上を図ることを目的として、身近な地域で支援を受けられる体制への移行を進めていきたいと考えている。その実現に向けて、まずは令和7年度に、高屋地域で、障がい者の一般的な相談支援の窓口をモデル事業として設置することとした。

モデル事業の目的は、事業を実施しながら得られた課題を整理分析し、事業内容をブラッシュアップすることによって、他の地域にも展開できるような事業手法を構築していきたいと考えている。

対象地域は、高屋町の全域としており、委託先は社会福祉法人平成会で、設置場所は、相談支援センターこだまの中を想定している。

業務内容としては、一般的な相談支援、先ほどの第2層に当たる部分を想定しており、子どもの発達に関する専門相談であるとか、保育所等巡回相談、今ははあとふるが行っている発達障がいに関する支援は、これまで通りはあとふるが担うこととしている。

開始時期は未定だが、令和7年7月以降の開始、開設を目指して現在調整を行っている。正式な日時等が決まり次第、報告をさせていただく。

なお、第4次東広島市地域福祉計画に高齢者や子育てなど様々な相談事も身近な地域で1ヶ所でできるような窓口を整備する構造を掲げている。これを地域共生センター構想というふうと呼んでいる。将来的には、障がい者の一般的な第2層の相談窓口についても、この地域共生センター

内に設置することを目指していきたいと考えている。

今回、高屋町をモデル事業の対象地域に選んだ理由は、高屋地域には、障がいのある方、障がいのある子どもさんの人口が多く、地理的にもはあとふるまでの移動に一定の時間がかかることから、基幹との機能分担が可能であること、また、モデル事業の受け皿となりうる大規模法人が立地していること、さらにその法人が、高屋地域包括支援センターと人事交流をしており連携が図りやすいことから、地域共生センター構想の実施を検討する上でも参考としやすいといった利点があるので、モデル事業の対象地域に今回選定をした。

このモデル事業の全市的な展開については、事業の受け皿となる相談支援事業所の有無等、地域によってその事情が異なることから、それぞれの地域事情に応じたやり方、手法についてもこれから検討しながら、判断していきたいと考えている。

このモデル事業の目的にはもう 1 つ、障がい福祉の相談支援をする方々を増やし、人材育成の好循環を地域全体で作っていく狙いがある。この人材育成については、まず、それぞれの相談支援事業所の中に人材育成をする側、教える側、教えられる側、複数の相談支援を担う職員がいることが前提となる。その環境をこのモデル事業で整えていった上で、一般的な相談支援の窓口や、特定相談支援事業所での現場経験により、スキルを身につけられた人材が基幹相談支援センターに人材を派遣され、そこでさらに経験を積んだ方が、派遣元の法人に復帰をし、そこでスキルを積んだ高度人材として、事業所で力を発揮しながら、現場で次の人材を育てていく。地域全体で人材育成の好循環をつくっていく必要があると考えている。

ただし、こういった流れは、一朝一夕に実現するというものではなく、市も含め中長期的に取り組んでいくよう考えているので、ご理解とご協力をお願いしたい。(障がい福祉課 障がい福祉政策室)

【質問】

委託契約する事業所に市が監査し調査し厳しく対処されるのか。

【回答】

市と事業者との業務委託契約となる。委託契約書の中の約款の定めに従い対応することになる。

(障がい福祉課 障がい福祉政策室)

以上